



入札・契約制度の改革

公平性、透明性を重点に

今年6月からの建設工事は、今までの指名競争入札から試行的に**受注希望型競争入札**を導入しています。

受注希望型競争入札は、原則として設計金額が130万円を超える工事を対象とし、8月末日で6件(別表)の入札を行いました。

現在は、土木・建築などの建設工事のみを対象としていますが、今後は設計・調査などの委託業務にも導入していく予定です。

また、入札・契約制度の透明性、競争性と客観性を向上していくうえで、昨年10月以降は指名競争入札の発注工事などで指名業者の入札後公表、予定価格の入札前公表を試行的に行い積極的な入札、契約制度の改革に取り組んでいます。

別表

番号	案 件 名
1	横芝光町立南条小学校校舎耐震補強工事
2	町道0108号線舗装修繕工事
3	町道C-95号線道路排水整備工事
4	町道2258号線道路改良工事(第一工区)
5	町道2258号線道路改良工事(第二工区)
6	横芝光町立横芝小学校校舎手摺改修工事

町が行っている入札・契約方式

受注希望型競争入札

設計金額が130万円以上の建設工事です。ただし、緊急を要する場合や工事の時期に制約がある場合など特殊な事情がある場合は除きます。

「受注希望型競争入札」は、入札参加者の営業所在地、会社の施工実績、配置予定技術者の資格や施工経験等を入札参加資格としてあらかじめ公告して行う一般競争入札の方法のひとつです。

入札参加資格のある者のすべてが入札に参加できるため、入札参加者の受注意欲が反映される入札方式です。公平性、透明性に優れ、

現在は試行的に実施していますが今後検討を加え本格的な導入を予定しています。

指名競争入札

設計金額の制限はありません。

あらかじめ町に資格登録を行った者の中から適格者と認められる入札者を選定・

指名する入札方式です。

「指名競争入札」は、不適格業者が入札に参加することはできないため質の高い工事が確保されます。

その一方で、指名により入札者が限定されるため談合を誘発しやすいことが予想されることから多くの自治体で、これに代わる入札制度の導入に取り組んでいます。

随意契約

契約金額が130万円を超える工事や災害復旧の応急工事のように緊急性のあるもの、又は特定の業者しかできない工事を発注するときなど法の定める一定の要件に限り実施できる契約方式です。

入札用語の解説

設計金額

単価や数量、経費などから契約内容の対価を計算した(税込み)額で、予定価格の基礎となる金額

予定価格

競争入札を行うときに設定する落札上限金額

最低制限価格

競争入札を行うときに、受注者が町との契約に適合した内容で実行するために、予定価格の範囲内で設定する落札下限金額

◆入札結果(7月・8月)◆

月 日	工事等の名称	工事等の箇所	契約の相手方	予定価格(円)	最低制限価格(円)	契約額(円)	落札率(%)	指名業者数
7月26日	学校給食用食器及び食缶等購入	横芝光町宮川11754	(株)アイホー	3,969,000	設定なし	2,569,770	64.75	5
8月23日	町道2313号線地質調査業務委託	横芝光町木戸地先	千葉エンジニアリング(株)	8,578,500	設定なし	7,770,000	90.58	8

公用車(中型バス)売り払いに係る入札を8月23日に行ったところ、結果は次のとおりでした。

車両番号	車 種	最低売却予定価格	落札価格	入札参加者数
千葉2001は259	いすゞ	4,095,000円	7,749,000円	7